

市営住宅返還時に入居者に負担させる住宅修繕費に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要項は、西宮市営住宅条例(以下「条例」という。)第 28 条第 3 項、条例第 29 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に定める入居者の費用負担義務並びに条例第 30 条第 2 項に定める賠償義務の住宅返還時における取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(損害金の対象)

第 2 条 入居者が住宅を返還するにあたり、条例第 29 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に定める入居者が費用負担義務を有する費用のうち修繕に要する費用について、使用に伴い修繕が必要となった場合の費用の請求を行う。

2 市長は、条例第 28 条第 3 項の修繕に要する費用及び条例第 30 条第 2 項の修復に要する費用が必要となった場合の費用の請求を行う。

(損害金額の査定)

第 3 条 市長は、入居者が住宅を返還する場合、別表に定める損害金額判定基準に基づき、別途に定めた単価により損害金額を査定し、返還者に通知する。

(損害金の徴収)

第 4 条 市長は、前条により査定した損害金のうち畳表の取替、襖・障子の張替に要する費用は住宅返還者の敷金からその範囲内で徴収する。その他の費用については入居者から徴収する。

2 前項の手続きは、損害金のうち畳表の取替・襖の張替に要する費用は敷金返還金から修繕費弁償金へ振替処理する。その他の費用については別途納付書により納入する。

(適用住宅)

第 5 条 本要項は、別途に定める住宅については適用しない。

2 兵庫県公社住宅(市管理分)については、本要項を準用する。

附 則

(実施期日)

1 この要項は、平成 12 年 1 月 1 日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要項の実施の日までに返還のあった住宅のうち、補修が完了していない住宅については本要項を適用する。

<第5条の別途に定める住宅>

- ① 木造住宅
- ② その他新たに入居させる予定のない住宅

<第3条の単価について>

住宅保全担当課の定める単価による。(毎年更新)